

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社はグループ全体の経営における透明性と信頼性の向上を通じて、株主の権利・利益を平等に保障し、株主以外のステークホルダーとの円滑な関係を構築し、健全で持続的な企業価値の成長を実現するため、コーポレート・ガバナンスの充実を図っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【原則4-8. 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、広範かつ高度な視野で当社の企業活動への助言・指導いただくために、現在、社外取締役を1名選任しております。当該社外取締役については東京証券取引所の定める独立役員として届出をしており、当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないものと考えております。

社外取締役の員数は1名ではあるものの、その他に当社の非業務執行取締役として親会社から経営人材を招聘し、その豊富な経験と高い見識に基づき、取締役会で有益な発言を行って頂いております。社外取締役とともに会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するべく、当社としてその役割と機能を十分に確保しているものと考えております。

今後につきましては、当社を取り巻く環境の変化や当社事業状況の推移に応じてその都度検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4. いわゆる政策保有株式】

当社は、取引先との関係の構築・強化の観点から、当社の中長期的な企業価値の向上に資すると判断される場合、当該取引先等の株式を取得・保有いたします。また、取締役会において、資本コスト、取引実績を踏まえて保有が適当であることを検証し、保有意義が希薄化した株式は売却を進めております。当該検証結果に基づき、2017年度に縮減を進めております。

また、保有株式の議決権行使にあたっては、株式保有の趣旨に鑑み、当該会社の株主総会の議案に対し、当該会社の経営状況、当社の事業運営に対する影響及び中長期的な投資リターン等総合的に判断して、適切に議決権を行使しております。

【原則1-7. 関連当事者間の取引】

当社はその行動規範や役員規程において、取締役は自己又は第三者のために当社の利益に反する取引を行わないことを定めております。

また、取締役が、自己又は第三者のために当社と取引を行おうとする場合は、会社法で定められた手続きに基づき、取締役会の承認を得るとともに、その重要事実を取締役に報告する旨を当社取締役会規程において明らかにしております。

【原則2-6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は外部の専門家により運営されている複数事業主型企業年金制度を利用しております。当該企業年金基金の運用が従業員の安定的な資産形成や自らの財政状態に影響を与えることを十分認識し、人事総務部で企業年金基金の運用状況とスチュワードシップ活動をモニタリングしております。

【原則3-1. 情報開示の充実】

(1) 当社の企業理念については、当社ホームページにて公表しております。

企業理念 <http://www.arrk.co.jp/profile/idea/>

(2) 当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針は、本報告書の「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報 1.基本的な考え方」及び「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況 3.現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由」に記載の通りです。

(3) 当社の役員報酬は、当社の取締役及び執行役員の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役及び執行役員が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主と共有することで、当社の中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めるよう設定しております。また、その決定については、取締役会の諮問機関として、代表取締役社長を委員長とし、委員を社外取締役1名、非常勤取締役2名及び社外監査役2名で構成する報酬諮問委員会を設置し、客観的な視点を取り入れております。なお、当社取締役の報酬に関する方針及び決定方法については、本報告書の「1.報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載の通りです。

(4) 経営陣幹部の選任と取締役及び監査役候補者の指名にあたっては、取締役会の諮問機関として、社長と非常勤取締役1名、社外取締役1名で構成する人事諮問委員会を設置しており、法令に定める欠格事由に該当しないことはもとより、相応しい人格及び見識を有すること、豊かな業務経験又は専門知識を有することをはじめ、取締役候補者については経営判断能力に優れていること、監査役候補者については客観的及び中立の視点をもって監査業務を遂行できることを加味して総合的に考慮の上で決定しております。また、経営陣幹部の解任については、業績等を踏まえて十分な役割を果たしていないと認められる場合、重大なコンプライアンス違反があった場合等に、人事諮問委員会は解任の審議を行うことができます。取締役会は、人事諮問委員会より解任に相当するとの答申を受けた場合、答申結果を検証の上、経営陣幹部の解任について判断いたします。

(5) 取締役候補者、監査役候補者、社外取締役候補者及び社外監査役候補者それぞれの選任理由を、招集通知に記載するとともに、

ホームページにも公表しております。
コーポレート・ガバナンス <http://www.arrk.co.jp/ir/policy/governance/>

【補充原則4-1-1.経営陣への委任の範囲】

当社取締役会は、法令や定款で定められた事項の他、取締役会の判断により重要と位置付ける事項についても取締役会規程に定め決議を行うこととしています。また、当社は執行役員制度を採用しており、決定権限規程に基づき、取締役会における決議事項の一部についてその決定権限を執行役員に委任することにより、経営上の意思決定を迅速に業務執行し業務責任を明確化する体制を構築しております。

【原則4-9.独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社が指定する独立社外役員の独立性基準は、以下のいずれにも該当しない者としております。

- (1) 現在又は過去において、当社、当社の子会社の業務執行者(業務執行取締役、執行役員、理事、部長等業務を執行する社員)であった者
- (2) 当社を主要な取引先(*)とする者又はその業務執行者
*当該取引先が過去3事業年度のいずれかにおいて、年間売上高の2%以上の支払いを当社から受けた場合、当社を主要な取引先とする。
- (3) 当社の主要な取引先(*)又はその業務執行者
*当社が過去3事業年度のいずれかにおいて、年間売上高の2%以上の支払いを当該取引先から受けた場合、又は当該取引先が当社に対し、過去3事業年度のいずれかにおいて、総資産の2%以上の金銭を融資している場合、当該取引先を当社の主要な取引先とする。
- (4) 当社の大株主(総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者)又はその業務執行者
- (5) 当社が大株主(総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者)となっている者の業務執行者
- (6) 当社又は連結子会社の会計監査人又はその社員等として当社又は連結子会社の監査業務を担当している者
- (7) 当社から過去3事業年度のいずれかにおいて役員報酬以外に、年間1,000万円を超える金銭その他の財産を得ている弁護士、司法書士、弁理士、公認会計士、税理士、コンサルタント等(ただし、当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当社から得ている財産が年間収入の2%を超える団体に所属する者)
- (8) 当社から過去3事業年度のいずれかにおいて年間1,000万円を超える寄付を受けている者(ただし、当該寄付を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当社から得ている財産が年間収入の2%を超える団体の業務執行者である者)
- (9) 近親者(配偶者及び二親等以内の親族)が上記(1)から(8)までのいずれかに該当する者
- (10) 過去3年間に、上記(2)から(9)までのいずれかに該当していた者
- (11) 前各項の定めにかかわらず、当社と利益相反関係が生じうる特段の事由が存在すると認められる者

【補充原則4-11-1.取締役会全体としての能力、多様性の考え方】

当社の取締役会は、取締役7名(うち社外取締役1名)、監査役3名(うち社外監査役2名)の計10名で構成しており、当社経営について実質的な審議を可能とする適切な規模であると考えております。取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性等に関する考え方について、その基準は前述の【原則3-1(4)】に記載のとおりであります。

【補充原則4-11-2.取締役・監査役の兼任状況】

当社では、取締役及び監査役が他の会社の役員又は使用人を兼任する場合は、当社役員規程に基づき取締役会の承認を受けることとしております。取締役の兼任の状況については、株主総会招集通知及び有価証券報告書に記載しております。

【補充原則4-11-3.取締役会全体の実効性についての分析・自己評価】

取締役会は、意思決定の有効性・実効性を確認し、改善を図っていくため、2018年度より各取締役の自己評価等の方法により、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、結果の概要を開示いたします。

【補充原則4-14-2.取締役・監査役のトレーニング】

当社では、取締役及び監査役に対しては、就任時に当社の事業、財務、組織等についての説明を行う他、就任後においても、当該役員に期待される役割や責務を果たすために必要な知識を習得できる機会を提供する等の支援を行っております。

【原則5-1.株主との建設的な対話に関する方針】

当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために、株主・投資家の皆様との建設的な対話が必要不可欠であると考えております。そのため、管理本部を中心としたIR体制を整備し、当社の経営戦略に対する理解を深めるためIRミーティングを随時実施しております。株主・投資家の皆様との対話は重要と認識しており、今後も積極的に対話の場を設けたいと考えております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社エムシーインベストメント01	301,326,396	74.40
OP11株式会社	40,342,500	9.96
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	1,607,900	0.40
資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)	1,602,000	0.40
大和証券株式会社	1,600,900	0.40
野村信託銀行株式会社(投信口)	1,355,700	0.33
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,195,600	0.30
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口2)	1,070,500	0.26
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1)	1,019,200	0.25
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	881,100	0.22

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	三井化学株式会社 (上場:東京) (コード) 4183

補足説明

1. 大株主の状況は平成30年3月31日付の株主名簿に基づいて作成しております。
2. 三井化学株式会社は、株式会社エムシーインベストメント01の親会社であり、また、当社は同社より取締役3名、監査役1名を受け入れております。以上のことから、三井化学株式会社が親会社等のうち、上場会社に与える影響が最も大きい会社であると考えております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	その他製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主等と取引を行う場合は、市場等の客観的な情報をもとに、一般的な取引条件と同様に合理的に価格を決定し、少数株主に不利益を与えることがないように適切に対応する方針であります。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

支配株主等との営業取引は僅少であり、当社独自の経営判断を妨げるほどのものではなく、上場企業としての一定の独立性を保っております。また、親会社からの役員派遣等は経営管理体制の強化等を目的としたものであります。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
高井 伸太郎	弁護士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高井 伸太郎	○	_____	< 招聘理由 > 弁護士としての豊富な経験と幅広い見識に基づいた助言等を当社の経営に反映して頂き、当社のコーポレートガバナンスの一層の強化を図ることができると判断しているため。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	あり
--------------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
--------	--------	---------	----------	----------	----------	--------	---------

指名委員会に相当する任意の委員会	人事諮問委員会	3	0	2	1	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬諮問委員会	6	0	3	1	0	2	社内取締役

補足説明

更新

人事諮問委員会は、取締役及び監査役候補者の指名について、透明性と客観性を確保するため、取締役会の諮問機関として、設置しております。代表取締役社長を委員長とし、委員を社外取締役1名、非常勤取締役1名から構成されております。

報酬諮問委員会は、取締役の報酬に関する事項について、透明性と客観性を確保するため、取締役会の諮問機関として、設置しております。代表取締役社長を委員長とし、委員を社外取締役1名、非常勤取締役2名、社外監査役(表中その他)2名から構成されております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	員数の上限を定めていない
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の監査役会は、常勤監査役1名、非常勤社外監査役2名で構成され、原則月1回開催されております。各監査役は、会社法の規定に基づき株主の付託に応えるため、取締役の業務執行が法令、定款及び社内規程等の定めるところによって適正に行われているか否かを監査するとともに、監査を通じて経営の効率的な執行を側面より支援しております。具体的には、監査計画に基づきガバナンス体制及び法令遵守状況の監査や内部統制の監査等の業務監査、事業報告並びに計算書類及び附属明細書の監査や会計監査人監査の相当性監査等を実施しております。代表取締役とは四半期毎に経営懇談会を開催し、経営方針の確認と重要な経営課題について意見交換を行う等、代表取締役と意思疎通を図り、信頼関係を醸成しております。また、内部監査室から毎月活動報告を受けるとともに四半期毎に監査連絡会を開催し、相互に情報伝達と意見交換を行うことにより、適正かつ効率的な監査を行っております。さらに、会計監査人との連携につきましても、四半期毎の決算報告聴取に加え、適宜意見交換・情報共有のための会合を行い、緊密な連携体制を構築しています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
山田 庸男	弁護士										○			
中田 貴夫	公認会計士													

- 会社との関係についての選択項目
- 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
- 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山田 庸男	○	当社は、山田庸男氏の所属する梅ヶ枝法律事務所より、必要に応じて法律上のアドバイスを受けており、報酬を支払っておりますが、その額は僅少であり、同氏の監査役としての独立性に影響を与えるものではないことから、その概略の記載を省略しております。	< 招聘理由 > 法律の専門家であり、経営に関する高い見識と監督能力を有しており、企業法務に係わる豊富な経験を活かして監査体制を強化できるものと判断しているため。
中田 貴夫	○	――	< 招聘理由 > 公認会計士として企業会計に関する専門的知見を当社の監査に反映することができるものと判断しているため。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、その他
---------------------------	------------------

該当項目に関する補足説明

当社は、取締役（執行役員を兼務する取締役に限り、かつ当社親会社からの出向取締役を除く）を対象とし、会社業績等によって支給額が変動する業績連動報酬制度を導入しております。

当社の業績連動報酬制度は各事業年度において、一部を現金報酬として支給し、他をポイント化して付与した上、執行役員退任後にその累積したポイントに応じた数の当社株式を株式報酬として給付します。すなわち、当社業績及び株式価値との連動を明確にすると同時に、株式報酬においては執行役員の在任期間中にわたり、株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、当社の中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としているものであります。

なお、この株式報酬につきましては、「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」にて支給しております。当制度の詳細につきましては有価証券報告書における「第一部【企業情報】第4【提出会社の情報】1【株式等の状況】(8)【従業員株式所有制度の内容】」をご参照ください。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

当社の役員区分ごとの報酬等の総額及び対象となる役員の員数は、以下の通りです。

取締役 7名 82百万円（社外取締役を除く。）
 監査役 1名 14百万円（社外監査役を除く。）
 社外役員 3名 10百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬は、次に掲げる方法により、世間水準及び社員給与とのバランス等を考慮して決定しております。

1. 各取締役の報酬は、株主総会が決定する報酬総額の限度内において取締役会で決定する。
2. 各監査役の報酬は、株主総会が決定する報酬総額の限度内において監査役会の協議により決定する。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役に対しては、事務局より取締役会に付議される議案等の内容について事前に説明しております。

社外監査役に対しては、原則として、その職務を補助すべき使用人または内部監査室の人員を、独立した立場によりこれに充てることとしております。また、監査役は、監査役の職務を補助すべき使用人に対する指揮命令権を有します。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

監査・監督に関して、当社は監査役制度を採用することにより対応しております。当社の経営上の意思決定機関は、取締役会であります。取締役会は、原則毎月1回開催し、重要課題の討議決定及び業務執行の状況の監督を行っております。また、当社は執行役員制度を採用しており、上記の経営上の意思決定を迅速に業務執行し業務責任を明確化することとしております。なお、会計監査人として有限責任監査法人トーマツを選任しており、会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査を受けております。なお、直前事業年度において当該業務を執行した公認会計士は中田 明(継続監査年数4年)及び中嶋 誠一郎(同1年)の2名であります。また、当該業務の補助者は公認会計士13名及びその他19名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役設置会社であり、社外取締役及び社外監査役を選任しております。当社では、社外取締役及び社外監査役の選任にあたって取締役会で定める基準はありませんが、豊富な経験と高い見識に基づき、広範かつ高度な視野で助言・指導頂ける方を社外取締役に、広範かつ高度な視野で監査頂ける方を社外監査役にそれぞれ選任しており、この中には、一般株主との利益相反の生じるおそれのない独立性の高い社外役員を含んでおります。監査役及び監査役会による監査に加え、独立性の高い社外取締役を含む取締役会により月次で会社の業務執行の監視監督が行われることにより、現在の当社のコーポレート・ガバナンス体制は有効に機能しており、妥当なものであると判断しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取り組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成30年6月28日開催の第50回定時株主総会においては、招集通知を法定期日の1日前に発送するとともに、発送日に先立ってウェブサイトへ掲載しております。
電磁的方法による議決権の行使	平成20年6月27日に開催した第40回定時株主総会からインターネット等による議決権行使制度を採用しております。書面による議決権の行使に加えて、パソコン又は携帯電話から、当社の指定する議決権行使専用ウェブサイトアクセスし、議決権を行使することができます。
その他	議決権行使の円滑化のため、招集通知を、招集通知発送日より1営業日前に当社ホームページに掲載しております。また、株主総会においてはビジュアル化に努めており、その進行に沿った映像のスクリーン表示やナレーションの活用を実施しております。 なお、株主総会における更なる透明性の向上を目指し、株主総会議案の議決権行使結果について、各議案の賛成票の個数を含め成否の公表を行っています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算説明会：年1回	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、決算説明会資料の他、コーポレートガバナンス、各種プレスリリース、IRカレンダー等につき掲載しております。 (http://www.arrk.co.jp/ir/)	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理本部 企画業務部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取り組み状況

補足説明

環境保全活動、CSR活動等の実施

当社グループは、お客様や投資家の方々のみならず、社会一般に対して、企業としての責任を負っているものと考えております。そのため、当社グループは、その社会的責任(CSR)を全うするべく、品質、環境及びコンプライアンスに関して以下の施策を行っております。

1. 品質保証・環境保全への取り組み

当社では、より確かな品質及び工程管理を通じ、お客様に質の高い開発支援サービスを提供するため、国際規格である品質マネジメントシステム「ISO9001」の認証取得を推進しており、当社の全ての製造・販売拠点が認証を取得しております。

また、環境保全活動を積極的に推進し社会に貢献するため、環境マネジメントシステム「ISO14001」の認証取得にも注力しており、組織再編に伴って新たに加わった埼玉支社を除く事業所が認証登録を完了しております。埼玉支社につきましても近年中の受審を計画しており、これにより当社の全ての製造・販売拠点が認証を取得する予定であります。

なお、CO2削減活動も本格的に展開しており、平成22年4月に発令された「省エネ法(エネルギーの使用の合理化に関する法律)」及び「温対法(地球温暖化対策の推進に関する法律)」については、各事業所に活動責任者を設置し、対策を推進しております。

加えて、当社では、環境保全における国内の各種法規制や、欧州環境規制である「WEEE指令(廃電気電子機器指令)」、「RoHS指令(電気電子機器に含まれる特定有害物質の使用制限に関する指令)」及び「REACH指令(化学物質の総合的な登録、評価、認可、制限の制度)」、さらにお客様が独自に規定される「品質・環境基準」に関する調査及び不使用証明等の要請を受けて、今後ますます高まることが予測されるこれら各種法規制・海外環境規制について、情報収集及び研究を行い、その対策を推進しております。

2. コンプライアンス体制強化への取り組み

当社グループは、引き続き「コンプライアンス重視の経営」による健全な企業活動を推進することが重要であると考えております。そのため、コンプライアンス委員会を設置し(毎月開催)、当社グループのコンプライアンスに関する基本的意思決定、発生した問題やコンプライアンスに関する施策につき討議を行っております。また、かかる意思決定に基づいた各種社内規程の改定、各階層に対するコンプライアンス研修の実施やマニュアルの配付及びコンプライアンスに関する情報発信等の様々な活動を通してコンプライアンス体制の強化に取り組んでおります。さらに、問題発生時や内部通報がなされた場合には同委員会に即時に報告がなされ、迅速な対応をとることができる体制となっております。

なお、内部通報の社外窓口も顧問法律事務所に設置し、より通報しやすい体制を整えております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社における取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するために必要な体制は以下のとおりであります。

1. 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 取締役会において、当社及び子会社の取締役の職務の執行状況についての報告を行うとともに、法令、定款、株主総会決議及び取締役会規程その他関連規程に従った重要課題の討議及び決定を通じて、取締役の職務執行の監督を行う。
 - (2) 監査役により、取締役から独立した立場で当社及び子会社の取締役の職務の執行の監査を行う。
 - (3) 各事業所及び管理部門から独立した内部監査室により、当社及び子会社の使用人の職務の執行の監査を定期的に行う。
 - (4) コンプライアンス委員会により、当社及び子会社のコンプライアンスに関する基本方針及び行動規範を定め、取締役、執行役員及びその他の使用人のコンプライアンス意識の維持・向上を図る。
 - (5) コンプライアンス委員会は、各事業本部からのコンプライアンスに関する報告体制を確立することによって、問題発生時に迅速に情報収集及び対策が可能な体制を構築し運用する。
 - (6) 反社会的勢力・団体排除のため、専門部署を設置し、対応マニュアルの作成及び関係機関との緊密な連携をとることによって、反社会的勢力・団体との一切の関係を遮断し、健全な企業活動を行うことができる体制を構築し運用する。
 - (7) 内部通報窓口を社内及び社外に設置し、当社及び子会社の取締役、執行役員及びその他の使用人からのコンプライアンスに関する通報を受け付け、問題への迅速な対応が可能な体制を構築し運用する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 取締役会その他重要な会議の意思決定に係る文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）及び取締役の職務執行に係る文書は、当社の社内規程に基づき、適正な管理及び保存を行う。
 - (2) 当社の機密保持規程及び個人情報保護方針に基づいた適正な情報管理体制を構築し運用する。
3. 当社及び子会社の損失の危険の管理（リスク管理）に関する規程その他の体制
当社及び子会社のリスク管理を当社の重要な経営課題と位置付け、当社及び子会社における全社的なリスク及び各事業本部所管業務に付随するリスクを分析・抽出し、リスク管理体制を構築し、これを運用する。
4. 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役会及び経営会議により、当社及び子会社の経営課題の実務的検討・助言を行う。
 - (2) 執行役員制度により、当社及び子会社の職務執行機能の強化と迅速化及び職務執行責任の明確化を図る。
 - (3) 取締役会決議の省略制度（会社法第370条）により、取締役の職務の執行を効率的に行う。
5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 関係会社管理規程を定め、子会社より、その取締役及び使用人の職務の執行に関する重要事項について、事前に取締役会への報告を受けるなど、子会社の経営管理を行う。
 - (2) 主要な子会社については、監査役及び内部監査室による定期的な監査を実施し、その業務の適正を確保する。
 - (3) 親会社との関係では、必要に応じて当社の取締役及び使用人の職務の執行に関する重要事項を報告し、協議する。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - (1) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役会の決定を尊重して、当社は、監査役の補助を専門とする、取締役から独立した人員を配置する。
 - (2) 監査役は、監査役の職務を補助すべき使用人に対する指揮命令権を有する。
 - (3) 監査役がその職務の補助のために内部監査室の人員と協働することを求めた場合、当社は原則として内部監査室の人員をこれに充てる。
 - (4) 監査役の職務を補助すべき使用人及び前項の場合の内部監査室の人員は、取締役、執行役員及びその他の使用人の指揮命令を受けることなく、独立してその職務に当たる。
7. 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
 - (1) 当社及び子会社の取締役、執行役員及びその他の使用人は、当社に損害を及ぼすおそれのある事実や法令、定款又は社内規程に違反する行為を発見したときは、社内規程に従い監査役に報告を行う。
 - (2) 当社及び子会社の取締役、執行役員及びその他の使用人からの内部通報は、遅滞なく、コンプライアンス委員会に通知され、同委員会は、監査役会と情報を共有し、協力して対処する。
 - (3) 当社及び子会社の取締役、執行役員及びその他の使用人による内部通報を理由として、通報者に対して、解雇その他いかなる不利益な取扱いを行ってはならず、通報者が子会社の取締役、執行役員及びその他の使用人である場合は、当該子会社に対して、通報者に対する不利益な取扱いの禁止及び適切な措置を講じることを指導又は勧告しなければならない。
8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 監査役は、定期的な監査役会の開催に加えて、代表取締役、内部監査室及び会計監査人と定期的な会合を開催し情報交換を行うことによって、監査の実効性を確保する。また監査役は、重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するため、当社及び子会社の重要な会議に出席し、必要に応じて取締役又は使用人に対して説明を求めることとする。
 - (2) 監査役会は、職務の執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上し、緊急又は臨時に支出した費用については、事後、当会社会に償還を請求することができる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、反社会的勢力・団体に対して毅然とした姿勢で臨み、一切の関係を遮断し、健全な企業活動を行うことができる体制を構築し運用いたします。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

(1) 専門部署の設置

管理本部人事総務部を専門部署とし、対応反社会的勢力・団体に関する情報収集及び管理を行います。

(2) 外部専門機関との連携状況

大阪府企業防衛連合協議会に加盟するとともに、適宜、所轄警察署、顧問弁護士等外部専門機関との連携を図っております。

(3) 反社会的勢力に関する予防

必要に応じて、社内ネットワークを通じて注意喚起等の予防に努めております。

(4) 反社会的勢力排除条項の規定

取引基本契約書に、反社会的勢力の排除に関する条項を規定し、反社会的勢力との取引を未然に防止する体制を構築しております。

その他

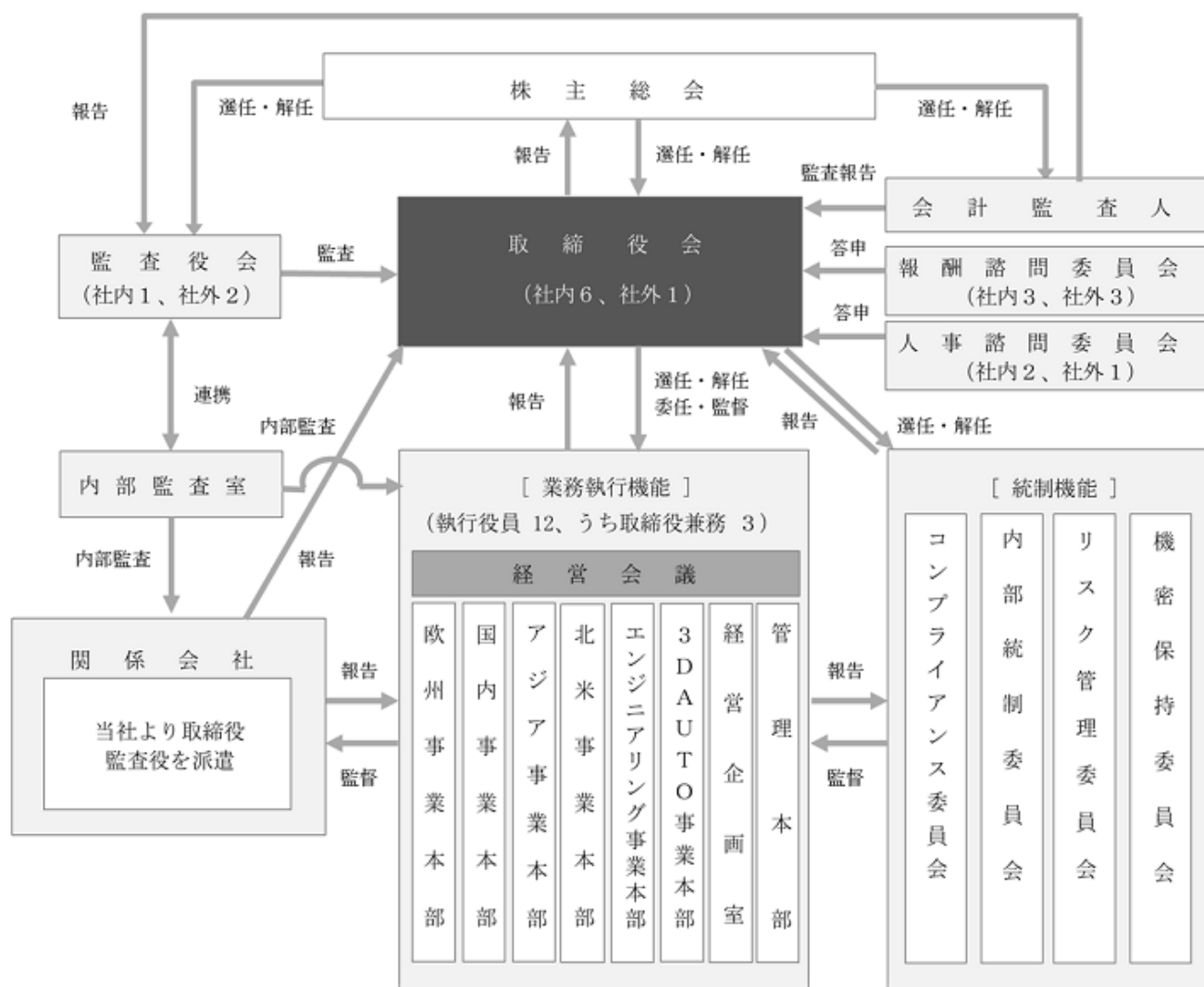
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



適時開示体制の概要（模式図）

